

海老名市告示第 248 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

海老名市中新田二丁目、中新田四丁目、中新田五丁目、下今泉一丁目、下今泉五丁目、上今泉字榎戸、上今泉三丁目、上今泉四丁目、上今泉六丁目、柏ヶ谷一丁目、柏ヶ谷五丁目、柏ヶ谷六丁目、望地一丁目、望地二丁目、本郷字五反田及び字下谷津、門沢橋一丁目、門沢橋六丁目、国分南二丁目、国分北三丁目、大谷北一丁目、杉久保南一丁目、杉久保南四丁目、杉久保北二丁目、杉久保北三丁目、杉久保北五丁目、大谷南五丁目並びに河原口字五大縄地内

3 縦覧場所

海老名市まちづくり部都市計画課

海老名市告示第 249 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

海老名市河原口字五大縄、中新田二丁目、中新田四丁目、中新田五丁目、下今泉一丁目、下今泉五丁目、上今泉字榎戸、上今泉三丁目、上今泉四丁目、柏ヶ谷一丁目、柏ヶ谷六丁目、望地一丁目、国分南二丁目、国分北三丁目、杉久保南一丁目、杉久保南四丁目、大谷南五丁目、杉久保北三丁目及び杉久保北五丁目地内

3 縦覧場所

海老名市まちづくり部都市計画課

海老名市告示第 250 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画地区計画 海老名市役所周辺地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

海老名市中新田二丁目、河原口字五大縄及び中央二丁目地内

3 縦覧場所

海老名市まちづくり部都市計画課